

評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人日田市社会福祉協議会（以下「本会という。」）の定款10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、報酬として日額 3,000 円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。